

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（火災防護設備用ハロンボンベ等の設置場所変更等）に係る事業者ヒアリング【6】」

2. 日時： 令和5年6月5日 13時30分～15時00分

3. 場所： 原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

高橋管理官補佐、深堀技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他担当者6名

東海第二発電所 保守室 機械Grマネージャー※ 他担当者8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり。

（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請 補足説明資料（改4）

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・設計及び工事計画認可申請書（東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更）（令和5年4月7日申請）
- ・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請 補足説明資料（令和5年4月7日提出）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の高橋です。
0:00:03	ただいまより、日本原子力発電株式会社東海第2発電所、
0:00:09	設計及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを開始します。
0:00:16	本日はこれまでのヒアリング等でのコメント回答、それから、
0:00:21	申請書の説明、この二本立てとなっております。
0:00:25	では、日本原子力発電から説明を開始してください。
0:00:31	はい。日本原子力発電の広木です。それでは、これまでですね事実確認等でいただいた事項等に対しまして、回答させていただきたいと思っております。
0:00:42	まずこれまで事実確認いただいた内容ですけれども、まず補足説明資料を、になります。
0:00:53	補足の4相当を、にしておりますけれども、今回の変更後においても耐震性に影響がないことを説明してくださいということ。
0:01:04	それに付随しまして、ハロンボンベA設備、それからハロンガス供給選択弁等の耐震評価結果が2018年、平成後任の
0:01:16	耐震評価に収まっているという内容を、補足しれ壊死資料中の中で明文化してくださいということ、それから同様に補足4でございまして、
0:01:27	耐震計算書、それから強度計算書につきましてどの計算を作り直したのか。
0:01:33	どこがどのようなという理由、理由で従来の既認可を引用して問題がないということをしているのか、整理した資料を添付してください。
0:01:45	それからもう1点、補足の2になりますけれども、耐震計算書について変更がないことが記載されております。内容について説明をくださいということでこれ、最初に申し上げたものと同じになってございます。
0:01:58	今回準備させていただいてるのは、
0:02:01	まずボンベ設備ですね。それから主配管及びその他の火災防護設備になりますけれども、ハロン供給選択弁等の耐震計算書、及び
0:02:11	強度計算書につきまして変更の要否の理由を、補足、説明資料を1-65ページ及び262ページ。
0:02:23	それから、補足の4の表4になりますけれども、今回の設計及び工事計画変更認可申請に伴い変更する添付書類の変更概要に追記をさせていただきます。
0:02:36	具体的には補足1のですね、65ページ、こちらが対象を、当該対象になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	そちらが今回具体的にお手元の資料になります。
0:02:52	補足し説明資料環 4 となっておりまして、こちら表紙をめくっていただきます。
0:02:59	次にイデてくるのが 2 ページ目になりますけどもこちらが申請しております 65 ページと同じものになってございまして、
0:03:09	黄色のハッチングかけているところ、ここが今回追記をしているところになります。
0:03:16	こちらが、
0:03:18	具体的に耐震関連の条文整理の中で、どういったような情報等の状況なのかということをごすね整理しました。
0:03:28	黄色のところになります。こちらはなおハロンボンベ設備及びイハラ消火設備設備制御盤については、評価代表を設置床です。ね EL38.8 メーターにて評価しており、
0:03:41	今回工認対象を、設置床です。ね、EL14.0 メーターそれから -4.0 メーターにおいても、評価内容及び結果において変更がない。
0:03:52	また、ハロンガス供給選択弁については、今回今回、工認対象においても、該当しないことから変更はない。
0:04:01	それから、続きまして二酸化炭素ボンベ設備及び二酸化炭素を供給瓶については、今回、工認対象を評価大指評価評価代表、
0:04:12	セツチュウカです。ね EL22.5 メーターとをして評価をしており、今回工認対象の EL14 メーターです。ね、の設置床変更後の評価結果が、
0:04:25	変更前の EL22.5 メーターの評価結果に包絡されることから、評価結果において変更がない。
0:04:33	それから、二酸化炭素を消火制御盤については、今回、工認対象代表を設置床です。けども 8.2 メーターとして評価しており、
0:04:43	今回公認対象の設置床が いえる 14 メーター。
0:04:47	が、に変更することから、評価結果が変更となります。
0:04:53	ガス供給配管については今回購入の今回工認に伴い、対象モデル分の評価結果及び支持構造物の評価結果が変更となります。
0:05:05	なお、今日ガス供給配管の代表モデルの選定結果には変更はないということをご記載いたしました。
0:05:12	また、
0:05:16	同じく 262 ページ、補足 1 のです。ね 262 ページになります。こちらは 17 条の材料関連になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:30	こちらが、申し訳ございません 1、もう 1 枚めくっていただきまして 5 ページ。
0:05:36	になります。こちらが 262 ページと同じものになってございまして、
0:05:42	5-3-10-54 の間の基本A+経産省、ここを明記いたしました。
0:05:51	黄色ハッチング、なお書きのところになります今回工事において、ガス供給配管口径の一部の変更により、
0:05:58	概略系統図が変更概略検討図に変更があるが、評価範囲に包絡されていることから評価結果に変更はない。
0:06:06	というように具体的にですね記載をいたしました。
0:06:11	これらに伴いまして、申し訳ございません前のページに戻って次、まだ大丈夫。
0:06:19	今、
0:06:21	11 はまだいいのかな。
0:06:24	ちょっと
0:06:26	基準と、
0:06:30	補足 4。
0:06:33	補足 4 になります。
0:06:37	補足 4 の追加でございましてこちらがお手元でいきますと通しページ 10 ページからになっております。
0:06:46	9 ページに、
0:06:50	解散ということでお付けしております、
0:06:53	具体的にはですね補足の 4 でございまして、
0:07:03	1011、
0:07:09	君。
0:07:10	今補足のようない、お手元にある、
0:07:20	11 ページはございません 11 ページ、12、12 ページになります。
0:07:26	こちら側の表 4 ですね今回工認、今回せ、今回の設計及び添付書類につきまして、
0:07:33	修正をかけております。
0:07:35	黄色ハッチングのを今回工認に伴い、これ年超過ありましたんで戸数を変更する。それから、申し訳ありません、衛藤難波一井でございまして、設定根拠になります。
0:07:49	こちらは同様にですね今回工認というものを、まず頭に主語として付けています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:57	さらにですねナンバーで 23 ございますけども、※マークをつけておりました、注記としてナンバー23 の耐震計算書等の内容について次表に示しますということで、
0:08:11	改めて次のページ 12 ページでございますけども、1 枚
0:08:17	おつけいたしました、こちらの表 5 としまして、耐震、耐震計算書等の整理といたしまして変更の有無とその理由、これを整理してございます。
0:08:28	まず、5-2 の別添 1 の耐震性についての計算書でございますけども、こちらが今確認で条文等で確認するとなっております。別添の 1-4、567890。
0:08:41	こちらについて具体的な計算書の変更のありなし、それからその理由を明記いたしました。それから 2、2 としましては、
0:08:51	共同計算に関わる 5-3 になります。
0:08:55	それぞれですね、まず、耐震計算書におきましては、456、こちらは計算書の変更はないということになってございます。
0:09:05	上からですけども、まず、ハロンボンベにつきましては今回工認ではケーブル処理室用をハロンボンベの設置場所を、
0:09:14	al22.5 メーターから 14 メーターに変更するが、ハロンボンベ設備は EL 38.8 メーター設備を代表をとっています。
0:09:25	このため今回こんによっても、耐震計算書の評価結果に影響を及ぼさないことから、耐震計算書計算耐震計算書は変更はないと。
0:09:35	ということになってございます。それから選択弁につきまして、同様にですね、
0:09:40	設備構成においては、供給選択弁が構成されていない。
0:09:47	ことから、ハロンガス供給選択弁の耐震計算書に影響はしない影響しないため変更はしない。
0:09:55	とそれから、制御盤でございますけども、
0:09:59	0.2 別添 1-4、ハロンボンベ設備経産省と同じ内容でございます。
0:10:06	それから、1-7 の二酸化炭素のボンベへの設備になりますけども、
0:10:12	それから供給選択弁、それから同じく制御盤でございますけどもこちらの方はですね、
0:10:20	まず既工認では、設置場所の標高が最も高い EL22.5 メーターの非常用ディーゼル発電機、二酸化炭素ボンベ、
0:10:30	運動をボンベ用の選択弁を代表評価代表として耐震計算書を添付しています。今回工認では評価代表としていた、非常用ディーゼル発電機用二酸化炭素をボンベ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	のポンペを供給選択弁の設置場所、
0:10:46	14 メーターに変更いたします。
0:10:49	これに伴い評価代表としていた設備標高が変更になるため耐震経営計算書を変更いたします。
0:10:58	それから、制御盤でございますけども、制御盤につきましては、いえる 8.2 メーターから 14 メーターに変更する。これに伴いまして耐震計算書を変更いたします。
0:11:09	ガス供給配管でございますけども、
0:11:12	こちらですねこちらにつきましては設置位置変更に伴い、関連するガス供給配管の設置ルートを変更します。これに伴い、支持構造物の評価結果、それからガス供給配管の代表モデルの選定結果及び評価結果が変更になるため、
0:11:29	耐震計算書を変更するものです。
0:11:31	変えた計算書になりますけども、こちらですね上の配管同様に設置位置変更に伴い、消火消火設備の消火能力を満足させるため、
0:11:44	ケーブル処理必要ハロンガス消火は、消火設備、及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の二酸化炭素消火設備のガス供給配管の一部の配管口径を変更します。
0:11:55	これに伴い板厚経産省の概略系統図が変更になるため、板厚計算書を変更いたしますということで理由をお付けいたし、いたしました。
0:12:08	等、こっちですそれから、前に戻りまして追続きましては補足 1 で事実確認をいただいています。
0:12:19	③、AIには感知設備についての耐震クラスに応じて機能を保持する設計方針を記載しているとありますけどあるが、③ですね 3Bの消火設備についてはその記載がないため追記してくださいということになってまして。
0:12:38	今回補足の 1 の添付資料 3 でございますけども、感知設備についての耐震クラスに応じて機能を保持する、設計方針を記載しているを追記いたしました。こちらが、
0:12:55	リスト。
0:13:05	タウンB。
0:13:10	1 ページ。
0:13:11	5 ページ。
0:13:13	8 ページ。
0:13:16	お手元の資料の 8 ページですね 8 ページが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:23	今回、
0:13:32	これ、こっちも、
0:13:34	50、50、11 条は、
0:13:37	申しございません。まず三瓶Gでございまして、11 条になります。
0:13:43	11 条につきまして件名がですね請願ん抜かれましたので個数等ということでここ修正をかけて黄色ハッチになってございます。
0:13:54	③ですねBEのところ黄色ハッチかけております。
0:13:58	火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じ、応じて、機能を保持する設計Aと記載しているという記事を追記いたしました。
0:14:12	それから、
0:14:17	確認事項でいただいています。一番最後になりますけども同じように補足 1 で、添付資料なあなあの確認範囲E03B都丸さんと同様な記載することをこちらの
0:14:30	52 条になっておりまして、
0:14:33	そもそも 52 条が、は、お手元の 8 ページになってございます。52 条火災による損傷の防止ということで、こちらも同様に③のBに 11 条同様火災防護 5、
0:14:47	上重要な機器等のということを追記いたしました。
0:14:54	とそれからクラス 3 ですね、補足 1 でまた同じようにいただいておりますクラス 3 容器である分娩について、技術基準規則以外に適用を確認している法律等条文ですね、こういったものを示してくださいと。
0:15:12	いうことをでして、こちらはですね 2018 年本體工認にてクラス 3 容器として高圧ガス保安法の適用について、技術基準規則第 17 条の要求に照らして十分な保安水準を確保して、確保していることを、
0:15:29	確認しており、補足 1-を添付 6 に反映いたしました。
0:15:35	こちらが、
0:15:39	6 ページ
0:15:42	その前にやったつけ。
0:15:46	ページでございまして、
0:15:48	4 ページの②のbポツにですねまた書きを追記いたしました。
0:15:55	こちらの高圧ガス保安法の規定が技術基準規則第 17 条に照らして十分な保安水準が確保されている記載医師ているということで、追記いたしまして、
0:16:06	さらにですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:09	6 ページになりますけども、17 条の 9 というところで、②のBということで、両括弧 2 ですね、こちらを追加することをいたしました。両括弧 2 ですね技術員規則 17 条と、高圧ガス保安法の規定の比較。
0:16:26	という、当該ページを追追加してございます。
0:16:37	切りますか。
0:16:39	で、こちらで一旦切りますき切りますそれともこのまま継続で。
0:16:46	あと二つぐらいになりますけど、はい。
0:16:51	それではですね、
0:16:54	きます。
0:16:55	はい。
0:16:59	規制庁の高橋です。幾つか事実確認したいと思います。
0:17:06	今の補足説明資料改訂 4 番の 2 ページで、説明いただいた第 5 条、地震による損傷の防止のところですが、
0:17:19	説明内容をですけれども、
0:17:24	崩落条件が成立するというので、
0:17:31	同じ包絡なのに、二酸化炭素、
0:17:37	ボンベ設備は、
0:17:39	添付書類をつけて、ボンベ設備は、
0:17:43	つけないと。
0:17:45	ということなんですけれども、
0:17:47	この節、御説明ですと、
0:17:51	それが
0:17:53	対象が評価対象として計算書があるか否かで、
0:17:58	波乱ボンベの分方は、評価対象。
0:18:02	評価代表ですね、評価代表。
0:18:07	が
0:18:10	今回の申請と別にあって、
0:18:15	それでその
0:18:19	中に
0:18:21	今回の申請が包絡されるので、
0:18:25	変更。
0:18:27	その計算書自体がないので、
0:18:30	へん。
0:18:31	添付されないと。
0:18:33	多忙二酸化炭素分別Pの方は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:37	今回の申請対象の分が、
0:18:41	評価代表。
0:18:43	として、
0:18:45	含まれているので、そこを変更に行くという理解でよろしいでしょうか。
0:18:59	現在ヒロキでございます。はい。その理解で結構でございます。ただしハロンボンベにつきまして変更がなくても、添付はさせていただいている、いる。
0:19:13	はい。
0:19:14	変更呼び込んで、
0:19:16	なしで呼び込んでいます。
0:19:22	規制庁高橋です。わかりました。
0:19:27	2点目ですけれども、同じ2ページ目で、
0:19:31	少し細かい話なんです、す。
0:19:35	下から5行目の二酸化炭素、
0:19:38	消火制御盤についての記載で、
0:19:41	設置床が8.2メートルのところあるんですけども、
0:19:47	ちょっと内容を見ますと
0:19:49	その設置床の中間についてたりすると、その上の階で評価すると、いうことなんです、
0:20:01	31ページ目見ますと、
0:20:16	8.2メートルという、
0:20:21	ものもですね。
0:20:22	ええ。
0:20:26	※1で上の回答。
0:20:31	変更前のところですけども、けれども、
0:20:35	用いると書いてあって、
0:20:37	上の前のFRSを用いるということであれば、
0:20:42	米田ほか、
0:20:43	他は
0:20:47	他の記載はその上の階であってもその下の階のその設置床のところ で、
0:20:53	数値を、
0:20:55	記載してるんですけど、ここだけ何か、
0:20:57	不整合かなと思ったんですが、いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:20	31、32 ページになりますけども、変更になるということで、評価のですね数字を見直してございます。
0:21:35	それぞれですね6の3、
0:21:40	6.3 ですね、それから6.、4、
0:21:45	の642 になりますけども、それぞれ数字がですね0.、これまでですと0.92 が1.11。
0:21:56	0.80、評価加速度ですね、鉛直方向になりますけども、0.80 が0.84 ということで、今回変更になりましたので再評価をした上で変更点を記載してございます。よろしくお願ひします。
0:24:06	制限ヒロキでございます2 ページの記載を整理させていただきたいと思ひます。
0:24:15	規制庁高橋です。引き続きまして補足説明資料改訂4 のですね。
0:24:21	2 ページですけども、
0:24:24	この、今回追加したなお書きの、
0:24:31	記載で、
0:24:36	動的機能維持が確保されることを確認したとありますけども、
0:24:41	先ほどし、
0:24:43	ご覧になった32 ページとかですね。
0:24:48	これ代表で言いますと、
0:24:52	動的機能維持の
0:24:54	ELがですね。
0:24:59	なお書きに書いてあるような包絡線の、ELではなくて
0:25:07	実際のLで
0:25:09	江戸、
0:25:11	電氣的機能維持評価結果は、
0:25:14	示されてるように思えるんですが、
0:25:17	これは正しいでしょうか。
0:25:29	規制庁高橋です。他のですね、二酸化炭素ボンベとか、
0:25:35	20、
0:25:37	4 ページ、それから28 ページ。
0:25:40	これも同様に、
0:25:42	機能維持評価だけ、実際のいえる。
0:25:46	の、
0:25:47	数値で評価の値が変わって、
0:25:51	発生値というか評価用加速度が変わってきてると思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:56	ここだけ包絡II
0:26:00	するといったような説明ではないという理解でよろしいですか。
0:26:22	元ヒロキでございます。今のご質問は、二酸化炭素スウキさん、通しナンバーでいきますと31ページ。
0:26:33	オカ32本、
0:26:42	規制庁高橋です。まず24ページに、
0:26:47	24ページの、これは二酸化炭素分婣設備の、
0:26:52	動的機能維持の評価ですが、変更前が
0:26:57	EL29で
0:27:00	例えば水平が1.29。
0:27:03	変更後がいえる14で、
0:27:09	5ということで、それぞれの家で評価しているように思えるんですが、
0:27:16	それぞれのELで評価はしてございます。
0:27:24	規制庁高橋です。藤議員。20、
0:27:29	8ページ。
0:27:31	選択弁。
0:27:33	ですね。
0:27:34	それから先ほど言いました32ページの、
0:27:38	二酸化炭素消火設備制御盤、これも同様に考えてよろしいでしょうか。はい。それぞれですね今回変更になった
0:27:52	設置がですね。そう、そこをから、評価を再評価を実施してございますので、それぞれに評価を見直しでございます。
0:28:05	規制庁タカハシです。であれば、
0:28:08	先ほどの構造共同評価等、この機能評価それ別の考えでやって、
0:28:13	たのはなぜでしょうか。
0:28:54	まず耐震関連のですね設置床というそれからの評価点の床ですね、につきましては再整理をさせていただきます。
0:29:08	今の動的機能維持の確認でおっしゃいますのは、
0:29:15	動的機能維持加速度の確認のみをもって評価を終わらせてるっていうご質問でしょうか。
0:29:22	規制庁高橋です。そうではなくて構造強度評価の方は、代表の床で、
0:29:30	そこに今回の変更が包絡されるという説明で、
0:29:35	特段今回の床の数値を示さずに終わってるんですけども、
0:29:41	機能維持評価のところだけは、
0:29:46	数字までちゃんと示してですね、小浦藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:51	の加速度以下で、
0:29:53	未満であることを示している。
0:29:56	要は宝田空
0:29:59	機能維持は崩落で
0:30:01	OKとしていて、
0:30:03	機能維持の方は、ちゃんと数字まで計算した値でやってるっていうのが、考え方が何か値、変えているのはなぜですかという意味です。
0:30:23	元ヒロキでございます申し訳ありません確認しまして別途回答させていただきたいと思っております。
0:30:32	規制庁高橋です。関連しましてもし機能維持をですね。
0:30:36	機能維持の評価を、そのように各ELでしっかりやるのであれば、
0:30:42	二酸化炭素設備だけでなくハロンボンベ設備も同様なことやらなければいけないんじゃないかと、考え方が同じであればですね、
0:30:52	やらなければいけないのではないかと思います。
0:30:58	あと、もう一つ、その前提でいうとですね、ここの2ページのなお書き、以降は、構造強度のみのことを示して、
0:31:10	いて、
0:31:11	機能維持評価についてはちょっと、
0:31:15	このIVラック条件の話が成り立たなければ、言えないのではないかとということで、
0:31:21	もしそうであれば構造共同についてはとか、
0:31:25	あと機能維持についてはとか、ちょっとそれぞれ違う考えであれば、明確化した方がいいかと思えます。
0:31:38	は承知しました。
0:31:47	規制庁タカハシです。続きまして、
0:31:50	第5条関係なんですけど、
0:31:53	前回のヒアリングで
0:31:58	回答いただきました、11条とか、
0:32:03	52条のところの、Ss機能維持、
0:32:07	についての記載。
0:32:09	に関連するんですけど、
0:32:12	第5条は補足説明資料の5条関係を見ますと、
0:32:19	このSs機能保持の部分も、いろいろごちゃごちゃになっては入ってきていて、
0:32:27	ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:28	わかりづらかったんですが、
0:32:31	ちょっと確認ですけども、
0:32:33	民間確認では 11 条と 52 条で、
0:32:36	の自然現象に、
0:32:39	対応した対応としての、
0:32:41	Ss機能保持ということ伺いました。
0:32:46	では第五条では、残ったところの、
0:32:49	DB設備としての、
0:32:52	クラス、Cクラスに対応した。
0:32:56	耐震評価を行っているという理解でよろしいでしょうか。
0:33:05	広木でございます。はい。その理解で結構でございます。
0:33:09	規制庁高橋です。であればですね、5 条の、
0:33:13	整合確認のところでは、
0:33:17	ちょっといろいろごちゃごちゃと全部書いてあるので、
0:33:21	より明確化として、Cクラスに対応した。
0:33:26	耐震評価を行っている。今回の変更についてですね、そういった分ところは明確。
0:33:33	ができませんでしょうか。
0:34:42	現在ヒロキでございます。はい 5 条の条文整理の中で、Cクラス数ですね、
0:34:50	差別化というかわかるような記載をちょっと明記するようにいたします。50、50、また 11 条がいいのかそこらその辺をですね、
0:35:04	どっちに記載していいのかを確認しながら、追記させていただきたいと思います。
0:35:12	規制庁タカハシです。わかりました。では引き続き、ですけれども、少しお待ちください。
0:35:27	規制庁フカホリです。今、
0:35:30	高橋審査官の方から 2 ページ目のところの確認結果のまとめ方の考え方を統一してくださいというお話で、
0:35:42	私の方は一番下のところのですね、
0:35:46	ガス供給配管の代表モデルの選定結果に変更がないという
0:35:53	理由を、一行か 2 行を加えといていただければありがたいのですが、
0:36:02	高い方で評価してるとか、評価モデルは、これがこういう意味で代表になるとかっていうのを簡単に入れといていただけますか、要するに結果しか書いてないので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:13	理由を説明してください。私から以上です。
0:36:18	現在ヒロキでございます。はい代表モデル関連のところに地域ですね、理由を追記するようにいたします。
0:36:30	規制庁高橋です。では、引き続き説明をお願いします。
0:36:45	はい。元の広木でございます。では継続いたします。こちらの補足1で確認事項としていただきました。非常用DGそれからHPCSDGは、
0:36:58	SSBとSA設備と兼用であるため、今回の二酸化炭素ポンベ及び主配管は衛生設備を防護するための消火設備に該当するという認識であるが、
0:37:10	主要設備、機器リストの当該設備名称に、※2、こういったものが常設、消火設備があるとしていない、その考え方を
0:37:22	説明してくださいということをお願いしております。
0:37:26	こちら、
0:37:35	こちらはですね
0:37:39	今回ですね消火設備の分類ですね設備の分類としましては、設計基準対象施設をを防護する消火設備、
0:37:49	設計基準対象を設備等、重大事故等を対象、設備を兼用する設備をを防護する消火設備につきましては主要設備リストにおいて、
0:38:01	設計基準対象施設として分類し、明記しています。
0:38:06	一方重大事故等対象設備のみを防護するための消火設備につきましては、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に分類されないため、
0:38:17	使用を機器リストでは、該当なしでバーとをしています。
0:38:22	しかしながら重大事故等対処設備のみを防護する、消火設備の設備上の位置付けを明確にするため、名称に※2 大府c
0:38:34	常設耐震重要重大、重大事項を、防止設備、それから常設重大事故緩和設備を、
0:38:46	防護する、消火設備であるというように補足しています。
0:38:50	こちらがですね実は先行プラントウさんにおきましても同じようにですね、この※2の部分になりますけども、同様に記載がございました。それをですね東海大の方で参照していると。
0:39:06	記事を参照しているということにしております。
0:39:10	非常用DGDGそれからHPCSDGにつきましては、設計基準対象施設施設と重大事故等対処施設を兼用する設備であるため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:21	上記の考えに基づきまして※2 はしていないということにさせていただきます。
0:39:28	なお今回工認ん範囲以外の設計基準対象設備とSAですね重大事故等対象設備を兼用する。
0:39:38	設備を防護する消火設備については、ついても※2 はしていませんということで、清ですねエザキが差別化しているセンコー奈良間差別化していると、というような記事になってございます。
0:39:58	とそれからですね申請書を、になりますけども、申請申請書の中で、こちらの設置許可等を整合性整合性の説明資料について、
0:40:13	本文 11 号の整合性説明書では、令和 4 年 3 月 9 を引用しています。本文 5 号においては、令和 5 年 1 月 25 を引用しています。
0:40:25	この違いについて説明してくださいと、という
0:40:30	確認事項いただいております。
0:40:32	こちらですけども設置許可等を整合性説明し、説明資料について本部 5 号側と整合性については最新許可を受けた設置許可までを確認するため、
0:40:46	令和 5 年、1 月 25 許可、
0:40:50	までを確認しております。一方本文 11 号につきましては、誘導が設置変更許可にて添付書類 11 を変更しており、
0:41:02	現在その変更を受けた社内整備を行っているため、今回の申請では、令和 4 年 3 月 9 日許可を引用しているということでございます。
0:41:14	一応事実確認をいただいた内容をこちらになります。以上でございます。
0:41:27	規制庁高橋です。
0:41:32	非常用DGHPCSページのSA設備と、
0:41:37	兼務するものについての※2 の記載についてわかりました、先行プラントを踏襲しているという理解です。
0:41:46	もう一つの方の、
0:41:50	許可との整合で本文 11 号、
0:41:56	の整合説明の、
0:41:59	を読み出しのを、
0:42:01	許可が、
0:42:03	日付が異なっている件につきましては、
0:42:09	一つ確認がありまして、
0:42:18	有毒ガスの変更内容とですね、今回申請の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:22	内容が、重なっている部分があるかどうかを教えてください。
0:42:34	でございます。重なってる部分はございません。以上です。
0:42:42	規制庁高橋です。
0:42:45	わかりました。では
0:42:53	11号の一方からの文章ですけど11号で、
0:43:02	有毒ガスの方も、その許可については、11号関連を変更していると。
0:43:11	ということですがけれども、
0:43:14	今回の専門確認におきまして、令和4年3月9日許可の、
0:43:20	思うのであっても、今ほどの
0:43:24	誘導ガスの許可と今回申請が重複してる箇所がないという説明であれば、
0:43:31	副一つ前の整合確認でも、
0:43:35	品証部分は、
0:43:37	OKだと。
0:43:39	いう理解でよろしいですか。
0:43:48	乾モリでございます。
0:43:50	品質保証に関わる場所の、添付書類11というのは、
0:43:55	令和4年3月を参照しにいくという理解で問題ないと考えてます。以上です。
0:44:17	では
0:44:19	本文11号の関係で、
0:44:23	誘導かす許可、
0:44:27	を、
0:44:28	変更しておるんですけども、
0:44:31	社内整備が進んでいたら、今回の申請で、
0:44:36	雄三食うガス本許可の令和5年11月25日付けのものを引用していたのでしょ。
0:44:48	元モリです。はい。社内整備でそのようなプロセスを経由するということが決まればそれを採用しておりました。以上です。
0:44:59	規制庁高橋です。わかりました。
0:46:05	規制庁高橋です。
0:46:07	では
0:46:11	品質管理以外の部分ですね、全体のところの許可制限を
0:46:17	最新の許可、
0:46:19	を見に行く。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:46:24	について、
0:46:25	見てください。
0:46:29	そうです。すみません発電所の方でよろしいですかね。
0:46:33	回答の方、お願いします。
0:46:38	すみません。発言です。
0:46:41	最新のとかを見に行くプロセスという、ちょっと質問の趣旨がいまいちちょっと当方でモリかいいが追いつかなかったんですけれども、ちょっともう一度確認させていただいてもよろしいでしょうか。
0:46:53	規制庁高橋です。
0:46:57	今ちょっとこちらで聞いたんですけれども、許可制の時に、最新の方、許可を見に行くという話があったので、
0:47:07	一つ前ではなくて、最新のもの。
0:47:10	を見て、今回の申請の許可整合を図ったと、いうことなんですけど、何か理由というか、プロセスで最終のみ物を見に行く。
0:47:21	必要性があってやってるのかとかその辺のちょっと補足をいただきたいと思います。
0:47:38	でございます。許可との整合性を作るときには、最新の設置許可を見に行くという、社内ルール、
0:47:46	を作っておりますのでそれに従って今回も、はい、やってございます以上です。
0:47:56	規制庁高橋です。最初の社内ルールを見に行く。
0:48:02	なぜ最新でなくてはいけないのかというところを、もうちょっと説明お願いします。
0:48:12	はい、逸見でございます。やっぱ設置許可、
0:48:16	修正した
0:48:18	箇所については、基本的には反映すべきものと、
0:48:22	考えてございまして、例えばですけれども今回有力ガス、令和5年の1月に認可もらってますけれども、その時に例えば適正化とかをして、適正化とかで
0:48:33	他のところの文章を直してたと。
0:48:35	したときには、その部位が、今回の対象の設備、
0:48:39	だったとするとやはり反映すべきだろうと。
0:48:42	いうふうな考えのもと、やはり最新の設置許可を見に行くというふうにしてございます。以上です。
0:48:53	規制庁の高橋です。わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:09	限度ヒロキでございます。お手元の、今回世界4の
0:51:18	後ですね当該ページいきますと9ページ以降になります。補足資料4の中で、今回ですね修正をかけたものがございまして、
0:51:29	そちらが18ページになります。
0:51:35	はい。18ページ、こちらを変更をいたしました。具体的にはケーブル処理室用のエリアですね。
0:51:46	範囲につきまして、当該ページを差し替えてございます。
0:51:55	こちらが表の方ですね
0:51:59	前ページなり14ページにございますケーブル処理必要こちらをですね参照するように、後ろの図もですね参考1の図を変更いたしました。
0:52:11	以上でございます。
0:53:06	原理ヒロキでございます。今回お持ちした資料の中で参考4としまして添付資料の耐震計算書の抜粋でございますが前後比較表というものを整理いたしました。
0:53:16	こちらも以前、ご提示させていただいたんですけども、実は1ページ開いていただきまして、次のページに1ポチ、概要となっております。
0:53:27	これがないとここでいきなり次のページの評価結果。
0:53:35	失礼しました。からですね、載せていく、載せていた資料となっておりますので、具体的に何が変更になっていて何が変更にならないというところをこの概要のところをお示しすることで、
0:53:48	説明性を上げているということになってございます。2018年1ページでいきますと2018年の概要、それから、一般事項構造計画、
0:53:58	この並びでいきまして今回ですね、変更後、2000、4月7日申請版でございますけども、2.1、構造計画、ですけども、構造計画として設定している設備について既工認、既工事計画から変更はないが、
0:54:14	二酸化炭素ポンベの据付場所及び床面高さが変更になりますと、
0:54:20	というところ。それ以外に対しましてこういうそれに対しまして3ポツのこういう解析及び構造強度評価のところでございますけども、
0:54:33	こちらの方で何か変更がない変更、変更があるというもので今回変更はございませんというところで、こういう周期等は変更ない、ないものであるということをお示ししております。
0:54:46	これに伴いまして後の評価結果ですね、4ポツになりますけど5ポツになりますけども、評価結果をお示してまして、こちらですね、包絡しているという記載。
0:54:59	先ほど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:02	確認事項において、床面それから天井なんですけどもそのELをきちんと整理してくださいというコメントをいただきました。そういった内容をですねこちらに記載していると。
0:55:13	有効性で同じように次開いていただきますと、別途別添 1-8、選択弁の耐震計算書につきましても同様にですね、1 ページの 1 ページ目の概要を添付させていただいているというところがございます。
0:55:32	後ですね配管になりますけども、配管系が枚数が多くなってございます別添 1 の中になりますけども、
0:55:42	こちらガス供給配管の説明書においても同じようにですねどこが変わったかというところを明記してございます。
0:55:51	こちらは今回の変更になった部位をですね一応変更前後という形で記載をいたしまして、赤枠をですね入れているということになってございます。
0:56:04	構成的には以上で、こちらは補足の 4 の参考資料 4 という形で添付するものと、というように考えてございます以上でございます。
0:58:11	規制庁高橋です。説明は以上ということで、
0:58:16	補足、甲斐 4 の方は、以上ですが、他に、後半の申請書関係で、説明をお願いします。
0:58:27	はい。
0:58:28	玄土肥でございます。それでは 4 月 7 日ですねに申請させていただきました申請書をし、ですね。
0:58:37	こちらの方を参りたいと思います。
0:58:40	まず、申請書をでございます。
0:58:45	目次でございますけども、1 から 5 で工事計画から始まりまして添付書類まで記載をしてございまして、開いていただきまして 3 ページですね申請範囲になってございますこちらが、
0:58:59	3 ポツで熱交、それから 3D 熱交、そのうちの 0 原料設備のうちの 8 で熱原子炉補機冷却設備、
0:59:11	それから旧で原子炉冷却材浄化系、この熱交です熱交換器、それから 8 としましてその他の附属設備の 4 で火災防護、こちらが申請範囲になってございます。
0:59:23	見開いていただきまして要目ですねまず要目工事計画の要目になってございまして、
0:59:30	4567 が熱交になってございます。8 ページからになりますけども、今回審査会合におきまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:41	SAをですね、取り止めということになりましたので、まず 8 ページ、9 ページ、10 ページ、こちらが今回補正の範囲になりますので、
0:59:53	説明は割愛いたします。
0:59:58	具体的に 11 ページがハロンボンベケーブル処理必要でこちらが申請範囲になってございまして、補足の 4 でも説明してございます。
1:00:10	変更点ですね、変更点につきましてはELが変わるとそれからボンベ個数がですね、変更になるというところでございます。
1:00:20	それから、12 ページ 13 ページ、14 ページ、こちらが二酸化炭素をADD 申し訳ありませんハロンボンベのLPCS関係低圧炉心スプレイ系とそれから二酸化炭素ボンベですね。
1:00:33	こちらの要目になってございましてこちらも補足の 4 で説明してる範囲と なっております。
1:00:39	それから、15 ページ、
1:00:43	15 ページが、これはSAになりますのでこちらがなくなる、それから、16 ページでございまして。こちらはケーブル処理室がございまして、
1:00:57	こちらが配管で寸法が一部増えると、外径増えるということで、そのまま残ります。
1:01:07	26 ページは、変更をございませぬのでこのまま対象外ということになります。
1:01:16	あと 18 ページからになりますけども基本的に基本設計方針につきましては、変更は一切ございませぬ。特に
1:01:25	今回消火設備になってございまして、そちらの方の基本設計方針に対する
1:01:31	整理については、変更はないというところでございます。
1:01:36	それから、23 ページからですね主要設備リストをがございまして、こちら も、
1:01:45	同様にですねエスエーが抜かれるということで対象を、がない、変更なしというものになります。
1:01:56	それから、24 ページこれが 2 分の 2 になりますけどもこちらは 0 変更はないもの。
1:02:03	と 25 ページが概略定義に移行定義になってございまして、3 分の 3 まで ですね、こちら変更はございませぬ。
1:02:14	と、続きまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:18	28 ページからになります。今日、共通項目の基本設計方針として減 0 ですね、のタービンを除く共通項目の基本設計不方針を以下に示しますということで申請に係る範囲になってございまして、
1:02:33	こちら、28 ページからですね。
1:02:38	変更前の基記載を添付してございます。その中で、変更はない整理をですね、
1:02:53	と
1:02:54	48 ページまでになってございます。前回との変更はないものと、
1:03:00	それから、適用
1:03:04	次のページですね 49 ページの適用基準及び規格でございますけども、こちら前回との変更はないということで、53 ページまで示し、
1:03:17	申し訳ございません。53 ページまで示してございます。
1:03:21	あと、54 ページ 55 ページにつきましても変更なし。
1:03:26	同様に 55 ページですね火災防護に関わる工事の方法になってございまして、
1:03:34	こちらですね、
1:03:36	同様にですね、
1:03:41	変更前における、記載工事の方法の記載でございますけども、こちら
1:03:48	55 から始まりまして、
1:03:53	9 中、
1:03:56	70 ページでございますこちらまで記載の変更はないものと、
1:04:02	という整理をしてございます。
1:04:05	71 ページが、工事計画になります。
1:04:11	とそれから 72 ページからになりますけどもこちらが
1:04:16	設計及び工事に関わるヒンショウマネジメントシステムに対する整理となつてございます。
1:04:24	澤委員。
1:04:29	こちらはですね 72 ページから、
1:04:36	添付してござい 85 ページ、84 ページまでですね、添付してございます。
1:04:44	それから 85 ページに今回の工事のですね変更の理由ということで記載をいたしました。
1:04:53	それから、86 ページからですね添付書類となっております。
1:04:58	87 ページに今回ですね対応している当該ページ当該資料ですね目次を入れてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:09	そちらが 888990 ページまで記載がございます。こちらは一部精鋭の部分ですね、
1:05:20	取り止めに伴いまして削除をする項目がございます。
1:05:27	説明書でございますけども 5-1 の説明書となりましてこれまでですね確認してきた、5-1-1、
1:05:36	整合性に設置許可との整合性に関する説明書、これらをですね、94 ページからおつけしてございまして、具体的に、
1:05:47	98 ページからですね、本文、それからテンパチ、それと当該事項、
1:05:55	と整合性、これらについて、比較表を、とした記載をしております。当該ページですけども、98 ページ等でいけば、地震発生、地震の発生によって生じる恐れがある設備云々というところに於いては、
1:06:14	テンパと両括弧 3 に記載があります。同様にですね当該事項、今回の設計ですけども、第 1 章のところで同じような記事があると。
1:06:26	というところで整理をしています。
1:06:28	これらに対してそれぞれですねそれぞれの項目に対して何がどのように整合しているかというものをそれぞれ
1:06:42	いいですねで始まりまして、
1:06:49	100、沼でですね 138 ページまで、許可との整合性ということで整理をしているものとなっております。
1:06:58	それから、5-1-1、12 でございますけども本文 11 号に対する整合性に関する説明書も同様にですね、
1:07:09	140 ページから添付してございます。
1:07:16	こちらが、
1:07:18	160 ページまでになりますけども
1:07:23	本文 11 号の整理、
1:07:25	それから、161 ページですけどもこちらからですね 5-114 としまして設定根拠に対する説明書をおつけしているところでございます。
1:07:36	見られていただきまして 165 ページですけどもここからですね SA に関する設定根拠につきましては、今回削除をするということで、
1:07:49	具体的には 168 ページになりますけども、下でページ 4 となっております。こちらのページ 1 となりましてここからですね、ここが今回補正する範囲となっております。
1:08:05	それから、同様に、171 ページからですけども、二酸化炭素ポンベの設定根拠、それから、173 ページが主配管ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:19	に対する設定根拠、こちらもSA電気室分につきましては削除をいたします。
1:08:27	と、続きまして 179 ページが 5-16 で安全設備、安全設備及び重大事故等条件下における健全性確認説明書といたしまして、
1:08:38	変更がある内ですね確認した書類になってございますので、こちらについてはミイ開きますと、2018 年に申請したものと変更はないと。
1:08:48	ということで、これ以降ですね添付書類につきましては変更がないものにつきましては、2 行になってございますけども前回と、
1:08:59	変わらないという整理をしてございます。
1:09:02	それから、178 ページになりますけども、こちらが設計及び工事に関わる品質マネジメントシステムの説明ということで、
1:09:12	こちらはですね、
1:09:18	と、
1:09:19	そのまま。
1:09:25	200、
1:09:26	はい。
1:09:28	261 ですね。
1:09:33	はい。
1:09:35	その前か。
1:09:41	いいですか。161 まで入ってきます。それから、5-1-10-2 としまして、こちらが工事、及び検査の計画を、をお付けしてございます。
1:09:58	それらをしまして 267 ですね、こちらから耐震性に関する説明書としまして、今回変更のある内ですね、
1:10:10	5-2-1-1 でいきますと基本設計方針基本方針の概要につきましては変更ないというところ、それから、
1:10:18	271 号 213 でございますけどもこちらからですね、
1:10:23	波及的 1415。
1:10:27	18 とお付けしておりますけどもこちらについても前回から変更はないと。
1:10:34	それから後の 2-2、E ですけども、こちらも変更はないものとして、
1:10:45	288 まで、それから 289 が、水平 2 方向こちらも変更はないもの。
1:10:53	それから、291 からですね、別添 1、5-2 の別添 1 ということで火災防護を関連です。
1:11:01	目次で 1-1、4567890、11 となっていてございまして、今回変更のあるところですね、456、からになりますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:13	具体的には4については変更はないということで、そのままですね456につきましては、工事計画によるものと、
1:11:25	具体的に二酸化炭素ポンベから7からになりますけどもこちらが変更があるということで、今回ですね変更前後につきまして
1:11:35	整理をですね、比較表を作成しているものになってございます。
1:11:41	こちらが、それぞれですね51-7、1-8、それから1-9、計算書ですね、こちらの変更部分ですね、2Eのみを添付して、
1:11:55	ございますから、ガス供給配管位置の中でございます。321からになりますけども、こちらも
1:12:03	変更が入るでなかつSAを除きますのでその部分をですね削除していくということになってございます。
1:12:13	具体的には、
1:12:16	200328ページですね、ここからが補正の範囲となっているもの。
1:12:27	にしてございます。
1:12:29	これがずらずらとありまして、
1:12:37	200、337ページまでに申し訳ありません335ページまでになります。
1:12:46	336ページからですね1-11ということでこれも変更ないと。
1:12:52	続きまして338ページから5-3ということで強度に関する説明書になってございます。
1:12:58	3-1井4でございますけども、基本設計方針には変更はないと。
1:13:04	というところで346ページまで小こちらがですね今回の板厚経産省になってございますので、変更が入る部分となっております。
1:13:16	開いていただきますと同じように系統図が、外来系統図がございます。外来系統図におきましては、
1:13:25	衛生範囲がですね今回河西削除されるというところになってございます。
1:13:35	と、そのあとですね5-5のプログラムについても変更はないものと図面関係になります。359ページ以降になりますけども、こちらSA関連、
1:13:49	のですね、
1:13:52	削除ということで変更をされるものとなっております具体的には361ページについては、この三階部分、こちらSAになりますので削除される。
1:14:05	それから、362ページについてはオリジナルに戻るということで変更がある一方336ページについては変更がないということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:14:15	そういった変更前後ですねそういったものを今後補正していくということになってございます。
1:14:24	こちらが申請書の範囲で具体的に変更があるところそれから変更のないものということで整理をさせて、整理をしているというところでございます。
1:14:34	申請書につきましては駆け足になりましたけども以上、構成的には以上でございます。
1:14:44	規制庁高橋です。申請書の部分で、一式いくつかこれまでのヒアリングでコメントさせていただいておりますので、
1:14:53	その回答、今日案内物については引き続きお願いいたします。
1:15:00	ちょっと1点先ほどの補足に戻りますけれども、補足の下4の、
1:15:08	6ページで、
1:15:11	技術基準規則17条と高圧ガス保安法の規定の比較がありますが、
1:15:19	この前の文章で障防法についても、またはだったかもしれませんが、入っていて、
1:15:27	障防法では今回、特に
1:15:33	条文の適合を確認したところはないでいいという理解でよろしいですか。
1:15:55	広木でございます消防法との基準の確認と申しますと、
1:16:04	具体的に申し訳ございません。
1:16:07	どの、
1:16:09	記載になるでしょうか。
1:16:48	規制庁高橋です。補足の266ページ。
1:16:58	2ポツとしましてクラス3機器の共同計算の基本方針があって、その最後の
1:17:06	赤枠のところの、
1:17:08	下から2行目に、
1:17:14	十分な保安水準の確保ができることを確認した上で、高圧ガス保安法及び消防法に適合したもので、を使用する設計とするとありまして、
1:17:26	他方ですね、次のページの枠では主、高圧ガス保安法または障防法の切っての比較評価において適切であることを確認するとあると。
1:17:36	いうので、
1:17:38	ちょっと及び当間、芳賀アノ金なってますけれども、
1:17:42	いずれかで、技術基準13、17条、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:46	と料金手出し十分な保安水準の確保ができていることを確認しておればいいんですが、
1:17:53	今回障防法という記載もあるので、これが何か該当するものがあるって、その適合確認をしたのかどうかの確認です。
1:18:05	はい元ヒロキでございます。消化器とタンク、こちらはですね、クラス 3 容器でございます、
1:18:15	具体的な 266 ページ。
1:18:20	の上から来てございまた証拠がございれば、
1:18:27	こちらはですねクラス 3 容器で消火用水原水タンク、水源タンクですね その
1:18:37	評価において消防法の規制を受ける。
1:18:44	青井。
1:18:49	うん。
1:18:50	はい。申し合わせ具体的には障防法の規制をですね、
1:18:55	受けるもの高圧が相当障防法を受けるものに対する確認はしてございます。
1:19:42	はい。元ヒロキでございます。申し訳ございません。言葉足らずで申し訳ございません。269 ページがジョエイと、②のBということで、
1:19:52	上述のB項目ですね、こちらにつきましてはボンベにつきましては高圧ガス法に基づいて、
1:20:04	確認をしていると、という設計しているというところでございます。
1:20:11	規制庁高橋です。わかりました。
1:21:13	規制庁深見です。タカハシの方も 1 度は確認をしたんですけども、まず一つなんです、
1:21:21	今回 186 の 5-1 の中の品質マネジメントシステムに関する説明書を
1:21:31	一式つけていただいたのは、
1:21:37	これは、
1:21:42	原電さんの場合、品質マネジメントシステムの品証おい、工認から抜いて、設置許可
1:21:53	等、保安規定の方に移しませっていうのを、
1:21:58	等、各プラントやっいて、届け出でやったプラントと、それから設置許可カードでもうやっちゃえって言って変えたプラントがあるんですけども、
1:22:09	原燃さんの場合は、この令和 4 年の設置許可で品証を変えたので、
1:22:16	それで、
1:22:18	我々にわかるように今回これをつけていただいたのか、それとももう、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:25	私、
1:22:28	端的に言うと、これ何でつけたんでしたっけねっていう、その説明だけ説明を願いたい。
1:22:36	東海第2のサイトでお答えしていただいても大丈夫ですか。
1:22:45	発生時です。すいません。本文で1号との整合性の心得をつけた理由ということでしょうか。
1:22:56	盛です。はい。その通りでシステムをつけた理由をお答えください。
1:23:22	はい。すいません。
1:23:25	聞こえますでしょうか。はい聞こえてますお願いします。
1:23:30	東海発電所側で回答ってということでよろしいでしょうか。今の、
1:23:36	51号の整合性を受けてる理由ですよね。はい、発電所の方でお願いします。
1:23:47	日本原燃の会田でございます。ただいまのご質問書類はですね、この1の厨房の
1:23:56	比率マネジメントシステムを添付しているという
1:23:59	そういうご質問だったかと思うんですけども、まず1点私どもとしましてはですね、SABさしていただく時は、毎回つけてございます。
1:24:11	といたしますのは我々の考えとしましては、購入部分のですね、設計及び工事に係る品質マネジメントシステム、それと気づいてると。
1:24:22	紐付けさしていただいて申請させていただいているという理解のもと、検討してございます。
1:24:29	以上でございます。
1:24:32	はい。規制庁フカホリです。
1:24:35	一応お作法という形でつけていただくという形でって言いましょうか、理解いたしました。
1:24:45	はい、そのご理解で間違いございません。
1:24:50	規制庁フカホリですなんかもう最後になって申し訳ないんですけども、今回いただいた資料の、
1:24:59	です。
1:25:03	31ページの参考4の抜粋をつけてもらって耐震計算書なんですけども、
1:25:11	今回八名は、
1:25:16	今回
1:25:18	高さを変えたので、
1:25:21	計算結果が変わっているんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:24	基準地震能の方の、
1:25:27	設計振動をと、それから鉛直方向の設計振動について、
1:25:35	CっちいとかCVの 0.96 に対して、
1:25:42	1.34 とか 1.01 とか、基準地震動のSsがわーが、
1:25:50	変わったっていいでしょうか、記載を変えた何か簡単な理由があれば教えてください。
1:26:08	玄広木でございます。
1:26:14	と今のご質問は、このページ、31 ページ、2018 年で、
1:26:27	記号記号ですかねCHCv。
1:26:31	という記号がまだ入ってないってところでしょうか。
1:26:38	なくて、
1:26:39	数字が、
1:26:41	意味はおんなじ違う。
1:26:47	ございません同じでございます。
1:26:57	はい。その理解で結構でございます。
1:30:13	原子力規制庁タカハシです。規制庁側からは以上になります。
1:30:19	日本原子力発電からは、
1:30:23	何かありますか。
1:30:24	どうして。
1:30:29	元モリですこちらの名簿は大丈夫ですので発電所の方から何かありますでしょうか。
1:30:35	はい、発電所側からも特にございません。
1:30:42	規制庁の高橋です。
1:30:44	以上をもちまして、東海第 2 発電所設計及び工事計画変更認可、変更認可申請に係るヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。